

7 子どもの新たな体験活動事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

現在、子どもたちは、家庭環境や地域の差異により、多様な体験の機会に格差が生じている。体験格差は、子どもたちの将来にわたる成長や発展に大きな影響を与える可能性がある。そのため、全ての子どもたちが平等に豊かな体験を享受できるような環境を整えることが重要である。

つくば市では、困難を抱える子どもたちが体験を通じて自己成長する機会や、自分の将来に希望を持つことができる体験をすることを目的に「子どもの新たな体験活動事業」を実施する。子どもに関する体験プログラムを企画し、子どもの体験格差解消に向けた取組を実施する事業者へ業務委託を行う。

これらを踏まえ、価格のみではなく事業に係る理念、実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

7 子どもの新たな体験活動事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「7 子どもの新たな体験活動事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

(4) 提案（見積り）限度額

2,957,620 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格要件

この公募開始の日から契約期日までの日において、次の要件を全て満

たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成 6 年つくば市告示第 15 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (6) 市税（つくば市内に本店、支店又は営業所がある場合に限る。）、本店所在地の都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) 過去 3 年度以内（令和 4 年度～令和 6 年度）に、国又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する地方公共団体と元請として、児童生徒が参加できるイベント運営業務委託の契約を締結し、履行した実績を有すること。

4 資料の配布

(1) 配布する資料

ア 7 子どもの新たな体験活動事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

イ 7 子どもの新たな体験活動事業業務委託仕様書

ウ 提出書類様式一式

(2) 配布期間

令和 7 年(2025 年) 7 月 30 日(水) 午前 8 時 45 分から令和 7 年(2025 年) 8 月 6 日(水) 午後 4 時 30 分まで

(3) 配布場所等

つくば市こども部こども未来センターで配布する。また、市ホームページに掲載する。

5 参加申込書の提出

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加意向表明書(様式 1)

イ 参加資格に関する誓約書(様式 2)

ウ 法人(団体)概要確認書類(任意様式)

法人(団体)名、法人(団体)設立年月日、所在地、業務概要、経営規模、経営状況、児童生徒が参加できるイベント運営業務の受注実績(件名、発注者、業務概要、履行期間等)、業務責任者情報(担当業務、実務経験等)、連絡先(担当者氏名、電話番号、E-mail アドレス等)を必ず記載すること(会社概要やパンフレット、類似する事業の実績報告書等も提出可。)

エ 市税(つくば市内に本店、支店又は営業所がある場合に限る。)、本店所在地の都道府県税、所得税(個人事業主の場合に限る。)、法人税及び消費税について未納がないことの証明書(各納税証明書一式): 写し可

オ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書(法務局発行): 写し可

カ 法人の定款: 写し可

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 1 部の合計 2 部提出すること

(3) 提出期間

令和 7 年(2025 年) 7 月 30 日(水) から令和 7 年(2025 年) 8 月 19 日(火) までの午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分まで(土曜、日曜、

祝日を除く。)

(4) 提出先

つくば市こども部こども未来センターこども未来係

(5) 提出方法

以下のいずれかの方法で提出すること。

ア 事前に電話にて来庁日を連絡し、持参により提出

イ 令和7年(2025年)8月19日(火)必着とし、郵送にて提出

6 参加資格の審査及び結果の通知

参加資格の確認を行い、令和7年(2025年)8月26日(火)にプロポーザル参加資格審査結果通知書を電子メール及び郵送にて通知する。なお、参加資格を満たしていないと判断された申込者は、その理由についてプロポーザル参加資格審査結果通知書が届いた日から令和7年(2025年)9月4日(木)午後4時30分まで電子メールにて説明を求めることができる。通知内容に対する異議申し立ては受け付けない。

電子メールアドレス:wef044@city.tsukuba.lg.jp

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 応募申込書(様式4)

イ 誓約書(様式5)

ウ 企画提案書

(ア) 企画提案書【基本方針】(様式6)

本業務に関する基本的な考え方について、以下に掲げる項目ごとに記載すること。

- ・子どもの貧困の現状と貧困解消に向けた必要な取組について
- ・困難を抱える子どもたちが新たな体験活動に参加する意義

(イ) 企画提案書【経営状況】(様式7)

本業務を安定的かつ継続的に実施できる経営がなされているかについて記載すること。

(ウ) 企画提案書【事業実施実績】(様式8)

子どもに関わる事業又は体験事業若しくは地域貢献事業の実施実績について、実施期間及び実施内容を記載すること。

(エ) 企画提案書【実施内容及び実施体制】(様式 9)

以下に掲げる項目を体験プログラムごとに記載すること。

- ・ 提案する体験内容及び行程を実施することの目的と効果
- ・ 仕様書「4 委託業務内容」(1)で規定するプログラムごとの体験内容及び行程
- ・ 予定される体験場所の所在地及び移動方法
- ・ 安全な運営のための人員配置、方策及び取組

(オ) 企画提案書【見積書】(様式 10)

(カ) 企画提案書【見積書設計内訳書】(様式 10 関係)

(キ) 企画提案書【コスト削減に対する取組】(様式 11)

安定した運営を行いつつコストの削減を実施するための方策・取組について記載すること。

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 9 部の合計 10 部

(3) 提出期間

令和 7 年(2025 年) 8 月 29 日(金) から令和 7 年(2025 年) 9 月 17 日(水) までの午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分まで(土曜、日曜、祝日を除く。)

(4) 提出先

つくば市こども部こども未来センターこども未来係

(5) 提出方法

以下のいずれかの方法で提出すること。

ア 事前に電話にて来庁日を連絡し、持参により提出

イ 令和 7 年(2025 年) 9 月 17 日(水) 必着とし、郵送にて提出

(6) 提出書類の作成要領

ア 用紙サイズは、原則 A4 判縦とし、横書きで作成すること。ただし、図表等については、必要に応じて A3 判折込み(縦横の定め無し。)も可とする。

イ 文字のサイズは 11 ポイント以上とすること。

ウ A4 縦型フラットファイルに左綴じとし、様式毎にインデックスを貼ること。

エ 企画提案書には通しのページ番号を記載すること。

(7) 受理の取消

申込者が、応募書類の提出日から業務委託事業者の決定日までの間に、次のいずれかに該当した場合は受理を取り消し、審査及び選定の対象から除外する。

ア 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合

イ 応募の採否の働きかけを行う目的で、申込者又はその関係者が直接又は間接的に本市職員等と接触を持った場合

(8) 辞退について

プロポーザル参加資格審査結果通知書が届いた後に応募を辞退するときは、応募辞退届出書（様式 3）を令和 7 年（2025 年）9 月 4 日（木）までに郵送にて提出すること。

8 審査

(1) 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に事業者を選定するため、7 子どもの新たな体験活動事業業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会という。）を設置し、選定委員会において企画提案書提出者のプレゼンテーションにより、企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) 候補者の選定方法等

ア 応募申込書（様式 4）及び添付書類による審査及びプレゼンテーションを実施し、総合的に評価し候補者を選定する。

イ 審査基準は、(4)に掲げる項目により、選定委員会の委員長及び各委員が採点して審査するものとする。

ウ 候補者の選定は、委員長及び各委員が提案者毎の評価点の合計で順位をつけ、原則として第 1 順位の最も多い者を候補者として選定する。なお、第 1 順位の最も多い者が 2 者以上あるときは、審査項目について次の順序により比較し、順位を決定する。

(ア) 全ての評価項目の委員長及び各委員の評価点の合計

(イ) 企画提案内容評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

(ウ) 提案者評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

(エ) 見積価格評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

エ 第2順位以降で同一の順位の者が複数あった場合は、上記ウの規定を準用し、その順位を決定する。

オ 委員長及び各委員の評価点の平均値が60点未満の申込者は、原則として候補者に選定しない。ただし、全ての申込者が前段に該当した場合、選定委員会は、第1順位の申込者を候補者として選定するか、当審査における選定者なしとするかを協議し、決定する。

カ 業務委託予定者は、選定委員会の選定結果に基づき、市長が決定する。

キ 選定の結果、委託予定者なしとする場合もある。

(3) プレゼンテーションの方法

ア 実施日

令和7年（2025年）9月29日（月）午後を予定

※正式な日時や集合場所等の詳細は別途通知する。

イ 実施場所

つくば市役所本庁舎

ウ 実施時間

1事業者につき35分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分以内）

※申込者多数の場合には、実施時間を変更する場合がある。

エ 出席者

原則3人以内とし、本業務を担当する管理責任者1人及び担当者1人は必ず出席すること。

オ 審査

非公開

(4) 審査の基準

プロポーザルの審査基準の概要は次のとおりとする。

【評価項目 評価の視点】

評価項目	評価の視点	該当様式
提案者評価 【40 点】	・本業務の遂行に当たって十分な実績が備わっているか（10 点） ・子どもの貧困の現状と貧困解消に向けた取組への意欲（10 点） ・困難を抱える子どもたちの体験格差の必要性の理解度（10 点） ・財政健全性（10 点）	様式 6、7、8
企画提案内容 評価 【40 点】	下記の項目について、目的の適合性、具体性、有効性、実現性を評価する。 ・提案する体験内容及び行程を実施することの目的と効果（10 点） ・仕様書「4 委託業務内容」(1)で規定するプログラムごとの体験内容及び行程（10 点） ・予定される体験場所の所在地及び移動方法（10 点） ・安全な運営のための人員配置、方策及び取組（10 点）	様式 9
見積価格評価 【20 点】	・見積金額と提案内容の整合性（10 点） ・コスト削減の妥当性（10 点）	様式 10、11
合計 100 点		

(5) 選定結果の通知

選定結果については、プレゼンテーション審査に参加した全ての申込者に電子メール及び郵送にて通知する。

なお、選定されなかった者は、その理由について、審査結果が届い

た日から令和 7 年（2025 年）10 月 15 日（水）午後 4 時 30 分まで説明を求めることができる。方法は、「6 参加資格の審査及び結果の通知」と同様とする。

(6) 決定事業者の公表等

決定事業者名等を「つくばプロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」に基づき公表する。

実施内容	実施期日
実施要領等公表	令和 7 年（2025 年）7 月 30 日（水）
参加申込に関する質疑受付	令和 7 年（2025 年）7 月 30 日（水）～8 月 6 日（水）
参加申込に関する質疑回答	令和 7 年（2025 年）8 月 8 日（金）
資料配布期間	令和 7 年（2025 年）7 月 30 日（水）～8 月 6 日（水）
参加申込書の提出期間	令和 7 年（2025 年）7 月 30 日（水）～8 月 19 日（火）
参加資格審査結果通知	令和 7 年（2025 年）8 月 26 日（火）
参加資格審査結果に対する説明要求期限	令和 7 年（2025 年）8 月 26 日（火）～9 月 4 日（木）
企画提案書の提出期間	令和 7 年（2025 年）8 月 29 日（金）～9 月 17 日（水）
企画提案書の質疑受付	令和 7 年（2025 年）8 月 27 日（水）～9 月 3 日（水）
企画提案書の質疑回答	令和 7 年（2025 年）9 月 5 日（金）
候補者選定委員会	令和 7 年（2025 年）9 月 29 日（月）
審査結果の通知	令和 7 年（2025 年）10 月 6 日（月）（予定）
審査結果に対する説明要求期限	令和 7 年（2025 年）10 月 7 日（火）～10 月 15 日（水）
契約締結・着手打合せ	令和 7 年（2025 年）10 月末（予定）

10 受託候補者との協議・契約

選定された受託候補者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、

最終的な仕様書を作成し、業務委託に係る契約を締結する。

なお、受託候補者と本市との協議が整わない場合、または受託候補者が業務委託を遂行することが困難となる場合は、原則として次点候補者と協議を行う。

また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

11 質問方法等

(1) 受付期間

ア 参加申込に関する質問

令和 7 年（2025 年） 7 月 30 日（水）午前 8 時 45 分から令和 7 年（2025 年） 8 月 6 日（水）午後 4 時 30 分まで

イ 企画提案書に関する質問

令和 7 年（2025 年） 8 月 27 日（水）午前 8 時 45 分から令和 7 年（2025 年） 9 月 3 日（水）午後 4 時 30 分まで

(2) 質問提出方法

電子メールにて、質問書（様式 12）を以下のメールアドレスに送信すること。

必ず電話で質問書を送信した旨を伝え、担当部署に着信したことを確認すること。なお、口頭による質問は受け付けない。

電子メールアドレス：wef044@city.tsukuba.lg.jp

(3) 回答方法

質問のあった場合には、質問回答期日までに、電子メールで回答する。また、質問及びその回答を市ホームページに掲載する。

12 失格事項

次の各号いずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

(3) 提出された見積書の見積金額が予算（見積限度額）を超えている場合

- (4) 契約締結日までに、「3 参加資格要件」に定める資格要件を満たさなくなったことが判明した場合

13 提出書類の取扱い

- (1) 本審査以外では、無断で使用しないものとする。
- (2) 提出後における差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 提出書類等は返却しない。

14 その他実施上の留意事項

- (1) 参加者が1者のみの場合においても、審査を行うものとする。
- (2) 企画提案書の提出は1者につき1案のみとする。
- (3) つくば市から受領した資料は、つくば市の了解なく公表及び使用できない。
- (4) 業務の実施に関し必要な事項等は、両者が協議して決定するものとする。
- (5) 本プロポーザルに係わる情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）に基づき、同条例第5条に規定する不開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

15 担当部署（問合せ先）

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市こども部こども未来センターこども未来係
TEL 029-883-1111（内線 2323）
FAX 029-828-6203
E-mail wef044@city.tsukuba.lg.jp